

既製品の治療用装具の 販売価格等調査（案）について

目次

- 1． 既製品装具のリスト収載等検討ワーキンググループ
における議論 … P. 2
- 2． 既製品の治療用装具の販売価格等調査（案）について … P. 15

1. 既製品装具のリスト収載等検討ワーキンググループにおける議論

既製品装具の基準価格の算定方法等について

	リスト収載されている既製品装具	リスト収載以外の既製品装具
算出方法	下記の算定式を基にリストにおいて基準価格を明示 【A算定式】 オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格の 0.52 倍の額（技術料）と仕入価格（※）の 1.3 倍の額（製品価格）を合算した額 【B算定式】 仕入価格（※）の 2 倍の額 ※厚生労働省が装具業者を対象として行う仕入価格の調査により算出した仕入価格 A算定式とB算定式を比較して低い額を基準価格 ※ただし、下限額を 5,000 円	【A算定式】 オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格の 0.52 倍の額（技術料）と仕入価格（※）の 1.3 倍の額（製品価格）を合算した額 【B算定式】 仕入価格（※）の 2 倍の額 ※当該製品の仕入価格（税抜） A算定式とB算定式を比較して低い額を基準価格
品目数	57品目（うち4製品は販売中止）	350品目程度
領収書	リストの金額を確認	A算定式とB算定式のコピーを記載
支給の可否	個々の患者の状況に応じて正当な利用目的、必要性の有無及び療養の給付による支給の可否等を鑑みて、保険者において判断	個別の製品及び事例に応じて、保険者において、療養費としての支給の可否を判断

（注）

- ・オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格とは、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18年厚生労働省告示第 528 号）の別表 1 の購入基準中の「ウ 基本価格」
- ・リスト収載されていない製品で、仕入価格（税抜）が 1,500 円未満の場合は、下限額 5,000 円の適用なし

既製品リスト収載の経過

第2回治療用装具療養費検討専門委員会（平成28年8月30日） ・提案20品目 ⇒ 事務局審査（書類不備3件） 17件審査対象
⇒リスト収載14件、「継続審議」3件

第3回治療用装具療養費検討専門委員会（平成29年12月27日） ・提案10品目⇒事務局審査10件審査対象
⇒リスト収載8件、「継続審議」2件

第1回WG（平成30年3月23日） ・提案20品目⇒リスト収載することが適当と認められるもの：3件、「再検討」5件、「経過観察等」12件

第2回WG（平成30年9月5日） ・提案25品目（※第1回WGで「再検討」5件を含む。）⇒リスト収載することが適当と認められるもの：23件、「経過観察等」2件

第3回WG（平成31年3月20日） ・提案7品目⇒リスト収載することが適当と認められるもの：3件、「経過観察等」4件

第4回WG（令和元年8月16日） ・提案12品目⇒リスト収載することが適当と認められるもの：0件、「経過観察等」12件

第4回 治療用装具療養費検討専門委員会（令和元年9月6日）

- ・「WGにおいて、既製品装具のリスト化は基準価格を設定した上で行うべきとの意見あり、リスト化と基準価格の議論をあわせて行っている」旨を報告

第5回WG、第6回WG（令和3年9月15日、11月10日）

- ・既製品装具の基準価格の設定等（案）について検討

第5回 治療用装具療養費検討専門委員会（令和4年2月22日）

- ・「既製品装具の基準価格の設定（案）」及び当該基準価格の設定（案）に基づくリスト収載されている製品（廃番となった4品目を除く47品目）について「既製品装具の基準価格（案）」を報告
- ・治療用装具の療養費に係る留意事項等通知（案）をWGで検討を行うことについて、専門委員会に諮り、了承された。

第7回WG（令和4年8月31日）

- ・リスト収載されていない既製品装具の基準価格の設定（案）について検討
- ・リスト収載品目の検討（案）、既製品装具に係る実勢価格調査（案）について検討

第6回 治療用装具療養費検討専門委員会（令和4年9月15日）

- ・リスト収載されていない既製品装具に、「既製品装具の基準価格の設定方法」に準じて基準価格を設定し関係通知を改正することについて決定

第8回WG、第9回WG、第10回WG（令和4年11月2日、12月14日、令和5年2月1日）

- ・治療用装具に係る療養費の支給の留意事項等（案）について検討
- ・既製品の治療用装具に関する課題（案）について検討
- ・既製品装具のリスト収載について検討
- ・提案21品目⇒リスト収載することが適当と認められるもの：10件
- ・リスト収載が適切ではないもの（提案誤り）2件、「継続審議等」9件

第7回 治療用装具療養費検討専門委員会（令和5年2月22日）

- ・療養費の支給対象とすることが適当と認められる治療用装具の既製品10品目について、リスト収載を決定
- ・治療用装具療養費の支給の留意事項通知（案）及び疑義解釈資料（案）について検討（ワーキンググループからの報告を踏まえ検討）
- ・既製品の治療用装具に係る課題について検討

第11回WG、第12回WG（令和6年11月16日、令和7年2月5日）

- ・既製品の治療用装具に係る課題について検討

第8回 治療用装具療養費検討専門委員会（令和7年2月28日）

- ・令和6年12月から令和7年1月にかけて実施した既製品の治療用装具の販売価格等調査の結果に基づき、仕入価格が著しく上昇していた製品を対象とした臨時特例的な価格改定案について、専門委員会に諮り、了承された。

第13回WG、第14回WG（令和7年6月18日、令和7年9月10日）

- ・リスト収載された既製品の治療用装具の基準価格の改定方法等について検討

【課題】

厚生労働省が実施する、リスト収載を検討する既製品装具の仕入価格の妥当性を担保するための方法について

- 仕入価格の妥当性を担保するため、仕入価格調査の方法を精査（次回のリスト収載議論までに）
 - ・ リスト収載を検討する既製品装具の仕入価格の妥当性を担保するための方法を検討。
メーカー等へ「販売価格と数量」等の調査に加え、購入側（義肢装具士や保険医療機関等）に対して「購入価格と数量」等を調査するかどうか。
 - ・ 販売側（メーカー等）、購入側（義肢装具士や保険医療機関等）の価格帯を比較してどのように妥当性を判断するか。
 - ・ 療養費頻度調査の結果を活用することができるか。

【課題】

リスト収載された既製品の治療用装具の基準価格の改定方法について

- リスト収載された既製品の治療用装具の基準価格の改定方法について検討が必要。（R6年度基準価格改定までに）
 - ・ 改定年度前年に行う、リスト収載された既製品の仕入価格調査の結果を、どのように基準価格の改定に繋げるか。
 - ・ 仕入価格が一定程度以上の増減（比率、金額等）がなければ、基準価格は据え置きとするか。

〔（参考）R4.9.15専門委員会へ提案〕

既にリスト収載されている既製品装具の価格調査については、療養費の改定年度に合わせて調査を行い、その調査結果を踏まえて基準価格の見直しを検討する事を基本としてはどうか。

※基準価格は、治療用装具療養費検討専門委員会で審議のうえ、決定する。

※療養費の改定年度に合わせる場合（2年に1回／現在、R4年度改定が直近）、

（令和4年度調査⇒令和5年度リスト反映、令和5年度調査⇒令和6年度リスト反映、令和7年度調査⇒令和8年度リスト反映）

※本年度の調査においては、新たにリスト収載品目の検討を予定する装具に加え、既にリスト収載されている装具についても合わせて調査を行うこととする。

【論点】

(リスト掲載を検討する既製品装具の仕入価格の妥当性を担保するための方法について)

- ◆ 令和6年12月から令和7年1月にかけて実施した臨時・特例的な調査を参考に、既製品の治療用装具の販売メーカー等に対する販売価格等の調査、既製品の治療用装具を購入する義肢装具製作所等に対する購入価格等の調査を実施してはどうか。
- ◆ その際、購入価格等の調査については、日本義肢協会のすべての会員に対して行うこととしてはどうか。
- ◆ また、保険者に対する領収書の金額の調査も合わせて実施することについては、その実効性も踏まえて、どのように考えるか。

リスト収載を検討する既製品装具の仕入価格の妥当性を担保するための方法について 方針（案）

令和7年9月10日
第14回WG資料

【方針（案）】

- ◆ 既製品の治療用装具の販売メーカー等に対する販売価格等の調査（以下「販売側調査」という。）、既製品の治療用装具を購入する義肢装具製作所等に対する購入価格等の調査（以下「購入側調査」という。）を実施することとする。
- ◆ 購入側調査については、日本義肢協会のすべての会員に対して行うこととする。
- ◆ 販売側調査及び購入側調査については、リストに収載された既製品の治療用装具57品目及びリスト収載予定品目を対象とすることとする。
 - 現時点においては、リスト収載予定品目がないことから、リストに収載された既製品の治療用装具57品目を対象として、販売側調査及び購入側調査を実施することとする。
- ◆ 保険者に対する領収書の金額の調査については、販売側調査及び購入側調査の実施状況等を踏まえ、今後検討する。

なお、今回は、仕入価格の妥当性の判断に資するため、販売側調査等の結果のデータについて、希望する保険者に提供することとする。

これまでのWGでの意見（要旨）①

（リスト収載を検討する既製品装具の仕入価格の妥当性を担保するための方法）

- 装具販売メーカー等の販売価格等の調査結果（厚生労働省が実施する調査）、購入する義肢装具士（義肢装具事業者）への調査（新規）、また、保険者の給付実績に基づく調査（新規）、それぞれの調査結果を突合することで、厚生労働省が実施している販売価格等調査の結果の妥当性を担保することにしてはどうか。
- 次回の改定年度に向けて早めに価格調査を行っていくことも議論して決めていく必要がある。保険者も調査に関わっていく必要があるので、手法も含めて協議を進めたい。
- 今後、調査対象者を頻度調査と同等にするのか、国保とか後期高齢含めてやるのと同様なのかとか今後決める必要があると思うが、報告内容・中身によっては保険者側で相当の作業が生じる可能性もあるので、実費等も含めて調査に要した費用については国等で補填いただけないか検討を今後お願いしたい。
- 仕入れ価格の妥当性であるが、販売側が仕入れ価格を構成していく際に、医科と比べてなかなか競争原理が働きにくい小規模といったときに、メーカー1者が独占して仕入れ価格を、いわゆる言い値みたいなところで決められるようなことがどの程度実際生じているのかが分からない不透明な部分があるので、仕入れ価格が決まる過程をできるだけ見える化していただきたい。
- 今までその決定は最多販売価格帯が集中しているようなところで決定していたように見受けられる。そこもきっちりしたルールというものが今までなかったように思う。最多販売価格が高い価格帯に張りつく結果が結構多くあったのではないかと思うが、いずれにしても、仕入価格は加重平均の計算の仕方を取っていただきたい。

厚生労働省が実施する、リスト収載を検討する既製品装具の仕入価格の妥当性を担保するための方法 これまでのWGでの意見（要旨）②

（リスト収載を検討する既製品装具の仕入価格の妥当性を担保するための方法）（続き）

- 保険者に対する領収書の金額の調査について、負担等考えてなかなか難しい面もあってできないが、販売側調査の結果のデータについては、希望する保険者が多いため、速やかに結果が判明次第提供していただきたい。
- 義肢装具の会社の中でも大きな会社というのがある程度限定されたところに幾つかあるが、多くは零細企業、各地域で少人数でやっている会社が多くて、そういったところと大きな会社との間で購入金額が違ふということであれば、単純に加重平均を取ってしまうと大企業に有利なことになりかねない。零細企業が著しく圧迫されないように考慮していただきたい。大企業だけが有利な状態であれば、そこを考慮して価格の調査結果もまとめていただきたい。

リスト収載された既製品の治療用装具の基準価格の改定方法について 論点

【論点】

(リスト収載された既製品の治療用装具の基準価格の改定方法)

- ◆ 既製品の治療用装具の基準価格については、療養費の改定年度（診療報酬改定と同じタイミングを想定）に向けて価格調査を行い、その調査結果を踏まえて改定を検討するルールとしてはどうか。その際、財源の範囲内で改定することについてどのように考えるか。
- ◆ メーカーの販売価格の引上げに合わせ、基準価格もそのまま同様に引き上げることは難しい一方で、現下の物価高騰や賃上げへの対応について、どのように考えるか。
- ◆ また、流通経費については、現在、明示的に基準価格に反映されていないが、今後、基準価格の改定方法を検討するに当たってどのように取り扱うべきか。
- ◆ 特定保険医療材料の取扱いを参考に、既製品の治療用装具を機能区分ごとにまとめてリストに収載し、当該区分ごとに基準価格を設定することについては、今後の事務局の体制が整った段階で改めて検討してはどうか。

リスト収載された既製品の治療用装具の基準価格の改定方法について方針（案）

【方針（案）】

- ◆ 既製品の治療用装具の基準価格については、療養費の改定年度に向けて価格調査を行い、その調査結果を踏まえて改定を行うこととする。
- ◆ 当該基準価格の改定にあたっては、現在の「既製品装具の基準価格の算出方法」（算定式）については、令和4年度に設定されてからまだ時間が経過していないことも踏まえ、その大枠は維持することとする。なお、物価高騰・賃上げへの具体的な対応については、年末の予算編成の状況も踏まえ検討することとする。
- ◆ 既製品の治療用装具を機能区分ごとにまとめてリストに収載し、当該区分ごとに基準価格を設定することについては、療養費の次期改定後、メリット・デメリット等も含めて引き続き検討を行うこととする。

※「既製品の治療用装具に係る基準価格の算出方法」の「基本価格」について

「既製品の治療用装具に係る基準価格の算出方法」のA算定式の技術料分の算定基礎である「オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格」については、補装具費購入基準を引用しているところ、補装具の直近（令和6年度）の改定が反映されていないことに留意が必要。

リスト収載された既製品の治療用装具の基準価格の改定方法について これまでのWGでの意見（要旨）①

（リスト収載された既製品の治療用装具の基準価格の改定方法について）

- 基準価格の療養費の改定年度に合わせて調査を行って、その結果を踏まえて改定を検討するという方向性で進めていただきたいと思っている。
- 価格調査を行って、その調査結果を踏まえて、改定を検討する方法については異論はない。ただし、オーダーメイドと既製品で改定タイミングが異なるのには違和感がある。
- 補装具の改定は3年に1回、診療報酬改定は2年に1回であるため、診療報酬改定のほうが遅れてしまう可能性があるので、補装具の改定される年度においては、数か月遅れたとしてもタイミングがずれないように配慮いただけるような明文化をすることをお願いしたい。
- 物価高騰、賃上げの対応について、義肢装具士は、補装具（障害者福祉制度）と治療用装具（医療保険制度）の2つの制度にまたがっている。両制度が限られた財源の範囲内でやっているのでは、手当てする部分をしっかり整理した上で考えていく必要があると考えている。
- 柔整・あはきについては医科の2分の1といった決め方がある中で、既製品装具については、こういった決まりみたいなものがあるのか。物価高騰や賃上げへの対応をするにしても、そこは財源の範囲内ということなのか、別途財源を考えるのか。
- 限られた財源であるため、財政中立的な考えも取り入れていただきたい。
- 物価高騰・賃上げへの対応をするにしても、医科等でやっている医療経済実態調査のように何らかの数値的な調査したエビデンスがないと、ここは応じたり議論というのは進まないものと思っている。柔整やあはきにおいても、調査をやるという話が起きていると思っているので、既製品装具についてもしっかり調査をした上で、その辺の話をしていく必要があると思っている。

リスト収載された既製品の治療用装具の基準価格の改定方法について これまでのWGでの意見（要旨）②

（リスト収載された既製品の治療用装具の基準価格の改定方法について）（続き）

- 基準価格の再算定を行う仕組みは、逆ざやになれば何でも対応するというわけではなくて、供給量であったり、代替性がきかない、限定的なもので必要であるものに関してこういった仕組みを検討するといったような取扱いにしていきたい。
- 調査を実際にするといった場合に、日本義肢協会を通じて行うことにはなるかと思うが、日本義肢協会に入っているカバー率が50%位であるので、日本義肢協会を通じた調査だけで業界全体の実態を把握できるのかという懸念もある。
- 選定ルールについては、類似品を包括的に審査するのは危険。個別の適応例などに照らして判断のぶれが生じないように進めており、一律にまとめたの収載は適当とは考えていない。
- 流通経費について、補装具は原価計算方式で入ってきている一方で、治療用装具には入っていないのではないかという議論と思うが、そもそも流通経費が論点に上がってくること自体に唐突感を感じている。前提として、補装具と治療用装具では制度の建付け、決定するプロセスが異なり、別で考える必要がある。
- 体型、年齢によって、保険医と義肢装具士が相談して最適な治療、装具療法を行っていくのが大前提であるが、機能分類のパターンをいくつか作ったとしても、現状のような治療用装具のきめ細かい最適な治療は到底出来ないと思っており、機能区分の設定には大きく反対である。
- 数個レベルで機能分類で止めようと思うのであれば、かなり質を落としてしまうので、かなり細分化して機能区分するのであれば、考える余地はある。

リスト収載された既製品の治療用装具の基準価格の改定方法について これまでのWGでの意見（要旨）③

（リスト収載された既製品の治療用装具の基準価格の改定方法について）（続き）

- 既製品の治療用装具を機能区分ごとにまとめてリストに収載とか基準額を設定することについては、現状は部位区分とか機能区分がほとんど同一であるのに、価格にばらつきが見られるという現状とか、今後、品目が増えることを考えれば、検討策の一つとしてはあり得ると思っている。ただし、製品の特性、評価するための機能区分をある程度細分化して評価する仕組みとか、例えば加算的な要素を設けるなど、機能区分の制度を設けるということでは、その辺の配慮も設けなければいけないと思っている。
- 事務局の体制や専門的・中立的な評価体制といったような課題は、当然ながらあると思うが、できるだけ現行のリソースというか、体制などをうまく活用して仕組みをつくっていけないかというような前向きな考え方ができないかなと思っている。例えば現行のこういったワーキンググループを活用して、不足する専門的な立場の人を入れて強化するなど、工夫の余地はあると思っている。

2. 既製品の治療用装具の販売価格等調査（案）について

既製品の治療用装具の販売価格等調査について（案）

1. 調査の目的

- 既製品の治療用装具に対する療養費の支給に当たっては、個別に保険者において支給の可否を判断しているが、保険者による支給決定の円滑化に資するため、「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」（平成28年9月23日保発0923第3号）により、療養費の支給対象とすることが適当と認められる既製品装具をリスト化し、周知しているところ。
- 今般、既製品の治療用装具の実勢価格を把握するため、既製品の治療用装具の販売メーカー等に対する販売価格等の調査（以下「販売側調査」という。）、既製品の治療用装具を購入する義肢装具製作所等に対する購入価格等の調査（以下「購入側調査」という。）を実施する。

2. 調査概要（案）

- ◆ 「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」（平成28年9月23日保発0923第3号）別紙のリストに収載された既製品の治療用装具57品目※を対象として、以下のとおり調査を実施したい。
- ◆ 保険者に対する領収書の金額の調査については、販売側調査及び購入側調査の実施状況等を踏まえ、今後検討する。
- ◆ なお、今回は、仕入価格の妥当性の判断に資するため、販売側調査等の結果のデータについて、希望する保険者に提供することとする。

	販売側調査	購入側調査
① 調査対象	既製品の治療用装具の販売メーカー等 （メーカー、代理店又は問屋）【N=21】	既製品の治療用装具を購入する 義肢装具製作所等【N=263】
② 調査実施期間	令和7年11月中旬～令和7年12月上旬	
③ 調査項目	令和6年11月から令和7年10月までにおける義肢装具製作所等に対する販売価格及び販売価格ごとの販売数量	- 令和6年11月から令和7年10月までにおける販売メーカー等からの購入価格、購入価格ごとの購入数量 - 購入先の販売メーカー等情報（業者名、本店・営業所名）

※ 現時点においては、リスト収載予定品目がないことから、リストに収載された既製品の治療用装具57品目（うち4製品は販売中止のため調査対象外）を対象として、販売側調査及び購入側調査を実施することとする。

既製品の治療用装具の販売価格等調査 調査票（案）

1. 販売側調査

※6つ以上の金額設定がある場合は、行を追加して記載してください。

番号	部位による 区分	機能による 名称分類	製品名	R6.11.1～R7.10.31の販売実績				備考
				サイズ区分		販売価格（※税 抜き）	販売数量	
【例】	下肢装具	膝装具	膝サポーター●●	1	S	10,000	310	※金額ごとに販売数量を記載してください。 ※1つのサイズにつき複数の金額での販売実績がある場合は、金額ごとに記載してください。
				2	S	12,000	50	
				3	M	10,000	460	
				4	M	12,000	80	
				5	L	12,000	130	
				6	L	15,000	30	
1	体幹装具	頸椎装具	○○○	1				
				2				
				3				
				4				
				5				
2	上肢装具	肩装具	▲▲▲	1				
				2				
				3				

既製品の治療用装具の販売価格等調査 調査票（案）

2. 購入側調査

※R6.11.1～R7.10.31までの間の購入実績を記載してください。

※2つ以上の異なる金額での購入実績がある場合は、行を追加して記載してください。

※複数のメーカー等からの購入実績がある場合は、それぞれ記載して下さい。

※1つのメーカー等から異なる価格で購入した実績がある場合は、価格ごとにそれぞれ記載し、サイズの違いにより価格が異なる場合は、備考にサイズを記載してください。

【義肢装具事業所名】

○従業員数：

番号	部位による 区分	機能による 名称分類	製品名	メーカー名	R6.11.1－R7.10.31の購入実績					備考
					購入価格 (※税抜き)	購入数量	購入先の販売業者情報			
							メーカー 直接購入 の場合	問屋の場合		
販売業者（問屋）の名称		本店・営業所名								
【例】	下肢装具	膝装具	膝サポーター●●	●●製作所	8,000	130	○	株式会社△△	本店	サイズS
	下肢装具	膝装具	膝サポーター●●	●●製作所	9,500	50	○			サイズM
	下肢装具	膝装具	膝サポーター●●	●●製作所	10,000	50				
1	下肢装具	股装具	ヒッププロテクターⅡ	株式会社トクダオルソ テック						
2	下肢装具	膝装具	膝サポーターACL (POゲルテックスACL)	日本シグマックス株式 会社						
3	下肢装具	膝装具	膝装具軟性（KFLG）	株式会社シラックジャ パン						
4	下肢装具	膝装具	(NS)P.O.スポーツPCL	株式会社仁徳商会						
5	下肢装具	膝装具	ニーグリップ・OA3	アルケア株式会社						
6	下肢装具	膝装具	ニーグリップ・クロスベルト	アルケア株式会社						
7	下肢装具	膝装具	ニーグリップ・MCL	アルケア株式会社						

「既製品の治療用装具に係る基準価格の算出方法」に用いる 「仕入価格」について①

- ◆ 販売側調査の結果から得られたメーカー等の販売価格と、販売側調査のメーカー等から購入した場合の購入価格を、製品ごとにそれぞれ突合することにより、調査結果について、一定の妥当性を担保することとする。

例) 製品 x に係る販売側調査及び購入側調査の結果の突合

販売側調査（製品 x）

	価格
メーカー	○ 円
	× 円
問屋A	● 円
問屋B	◎ 円
	× 円

突合

突合

突合

購入側調査（製品 x）

購入元	購入価格帯		
	事業者A	事業者B	事業者C
メーカー	A 円	B 円	—
問屋A	A a' 円	—	C c' 円
問屋B	A a' 円	—	C c' 円

- ◆ 購入側調査について、事業所規模や購入数量等の違いによる購入価格の傾向や、問屋の販売価格等及び問屋からの購入価格等の取扱いについて、調査・分析結果を踏まえて検討することとする。

「既製品の治療用装具に係る基準価格の算出方法」に用いる「仕入価格」について②

- ◆ 「既製品の治療用装具に係る基準価格の算出方法」に用いる「仕入価格」について、令和5年10月に実施した調査及び令和6年12月から令和7年1月にかけて実施した臨時・特例的な調査において、メーカー等に対して最多販売価格を調査した。リスト価格（基準価格）の改定等においては、販売側調査により得られた最多販売価格を「仕入価格」として用いた。
- ◆ 今回調査においては、最多販売価格に加え、販売価格をそれぞれの販売数量により重み付けして加重平均した販売価格を併せて算出することにより、最多販売価格を仕入価格として用いることの妥当性を検証することとする。
- ◆ なお、令和5年10月に実施した調査において、令和5年9月時点の販売価格帯（サイズによる価格差の最低価格及び最高価格）のうち最多販売価格は次のとおりであった。

サイズによる価格差の有無	最多販売価格※	製品数	割合 (%)
サイズによる価格差がある	最高価格	7	12.3
	中間価格	16	28.1
	最低価格	1	1.8
サイズによる価格差がない		33	57.9
計		57	—

※最多販売価格：

- 「最高価格」 最多販売価格が、最も高い価格で販売されているサイズの価格
- 「中間価格」 最多販売価格が、販売価格帯の最高価格と最低価格の中間の価格
- 「最低価格」 最多販売価格が、最も低い価格で販売されているサイズの価格

【参考】既製品の治療用装具に係る基準価格の算出方法（平成28年9月23日付保発0923第3号）

- A算定式：オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格（※1）の0.52倍の額（技術料）と仕入価格（※2）の1.3倍（※3）の額（製品価格）を合算した額
- B算定式：仕入価格（※2）の2倍の額を比較し、低い額（ただし、下限額を5,000円とする。）とする。

また、基準価格に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

※1 「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の別表1の購入基準中の「ウ 基本価格」

※2 厚生労働省が装具業者を対象として行う仕入価格の調査により算出した仕入価格を用いることとしている。

※3 既製品装具の製品価格は、①製品仕入価格、②管理販売経費、③利益から構成される（既製品装具の製品価格＝製品仕入価格×管理販売経費×利益）。管理販売経費が23%（国立障害者リハビリテーションセンター研究所の全国調査（平成29年度実施））、利益7.8%（特定保険医療材料の利益率と同値）と仮定して、製品仕入価格の1.3倍（ $1.23 \times 1.078 = 1.326 \div 1.3$ ）と設定。